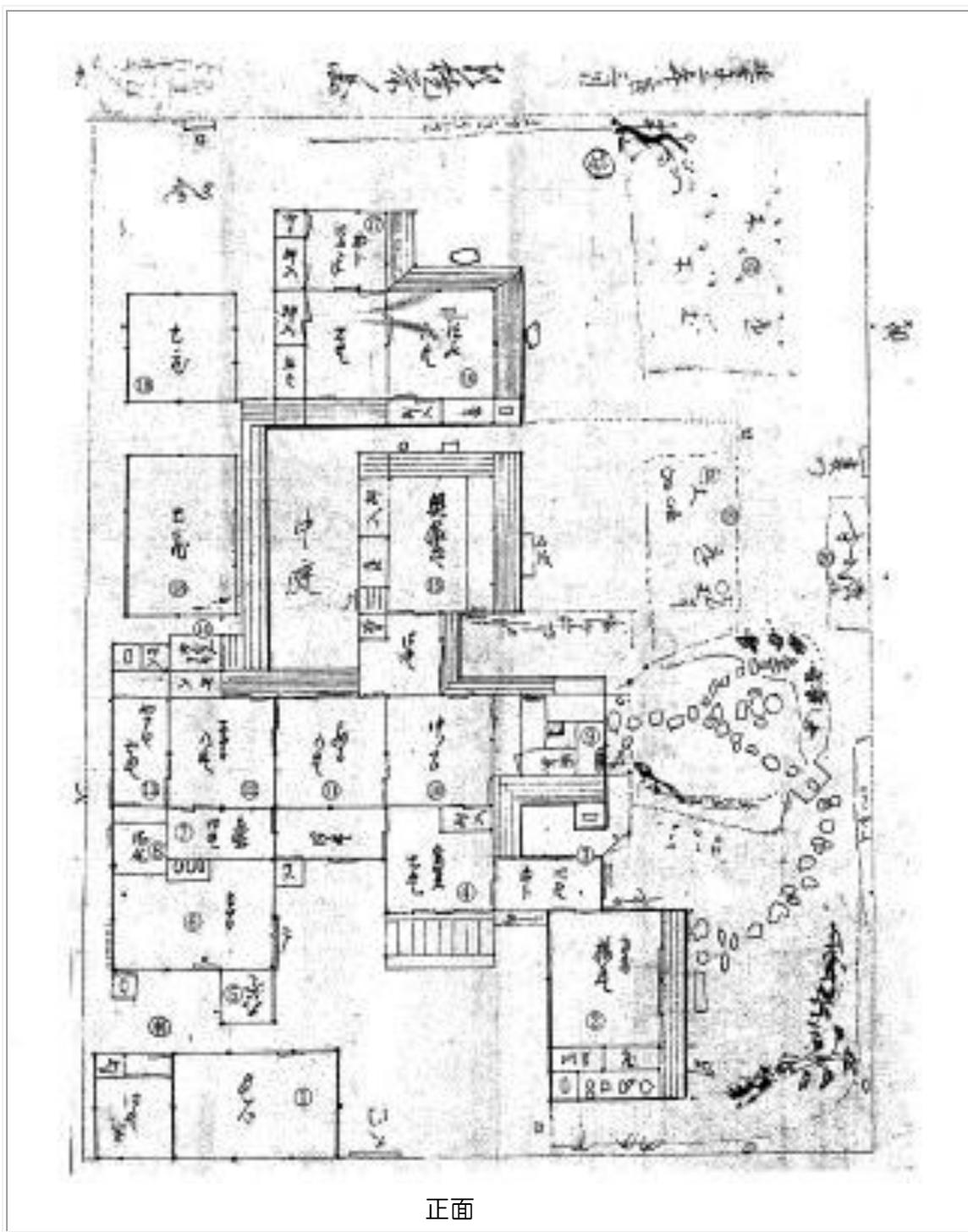


## 与力の拝領屋敷

下図は江戸中期の八丁堀与力屋敷の間取り図である。

享保3年(1718)以来、代々北町奉行所で与力を世襲していた都築家の拝領屋敷の間取り図である。この間取り図の屋敷は延享3年(1746)3月の火事で焼失している。



正面

- ①長屋、②座敷10畳、③廊下4畳、④玄関7畳、⑤大釜、⑥土間、⑦台所4畳、⑧湯屋、⑨囲居、⑩中の間、⑪居間8畳、⑫茶の間8畳、⑬女部屋5畳、⑭あんどん屋

⑮奥10畳、⑯隠居8畳、⑰物置4畳半、⑱土蔵、⑲庭、⑳薪部屋

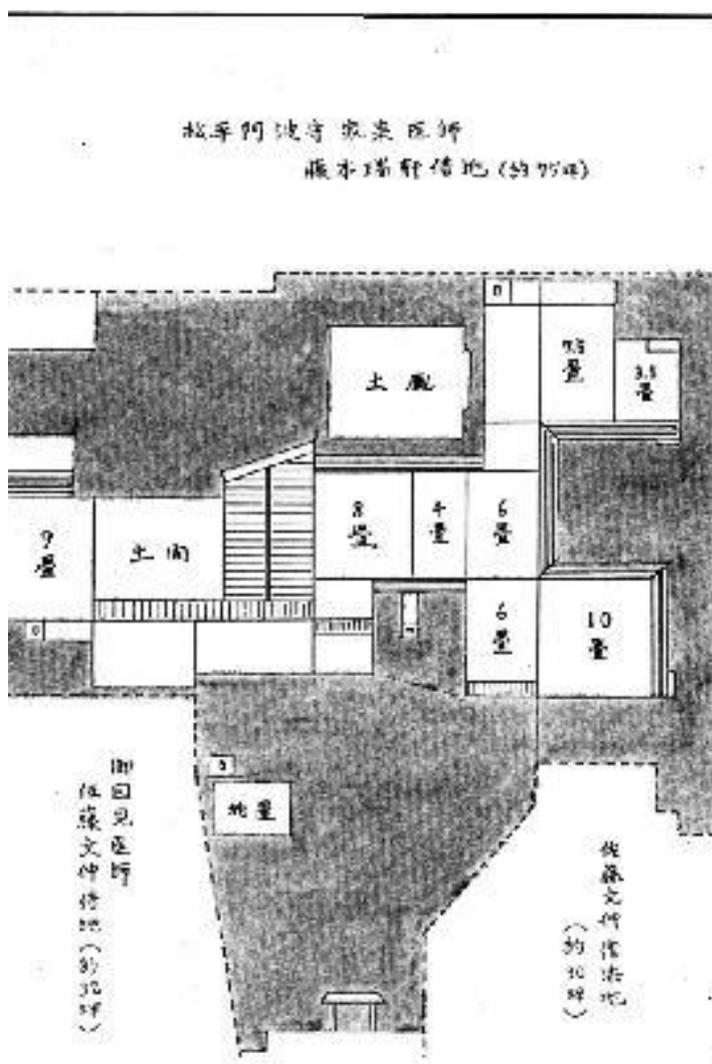
与力の屋敷は300から400坪の土地に塀を廻らし、冠木門を入ると白砂利の庭から式台つきの玄関がある。

武家の屋敷は一般に主人の接客・対面の部屋「書院」を中心として書院造りという形式をとっているが、この屋敷でも、②玄関横の接客用の座敷、⑮主人がふだん用いた奥、⑯離れの隠居、の3つの書院を中心に構成されている。

中央右の小さな部屋⑨は囲居（かこい）とも呼ばれた茶室であり、②座敷に通された客が庭の飛び石伝いに入る趣向となっている。

全体で10部屋以上もあり、廁（便所）が5箇所もある大きな屋敷である。使用人は

正門横の長屋などに寝起きした。



江戸も後期になると八丁堀与力達の生活もだいぶせちがらくなって来たようで、拝領した屋敷の道路に面している部分を他人に貸して賃料をとり、生活のタシにしている。

さすがに同心屋敷のように、敷地いっぱいには9尺2間の長屋を建てて町人に貸すようなことはしていないが、どの与力も医者や儒者、寺子屋師匠、武芸指南などに貸してせつせと賃料収入を得ていた。

南町奉行所の同心支配役、年番与力を勤めていた仁杉八右衛門の屋敷でも医者、儒者など3人に道路に面した土地を貸しているが、北町奉行所の与力谷村家の屋敷図も残っており、左図のようにやはり道路に面

した部分を貸地としている。

屋敷図を見ても江戸中期の都築家屋敷よりかなり小さく、部屋数も少ない。

与力や同心の屋敷図が現在に伝わっている例は少ない。上記の谷村家の屋敷図は当主の谷村猪十郎が罪を犯し、欠所となったために屋敷の記録が残った。

事件は水油(菜種油などの燈油)に関連する不正であった。

天保7年12月上旬には市中に水油がっさい出回らず、魚油ばかりとなった。当時勘定奉行だった矢部定謙の吟味により、水油の買い占めや、油に混物がなされていたこと、与力同心が賄路を貰ってこれを見逃していたことなどが明らかになった。

この結果、油問屋、町奉行所与力などがつかまり入牢した。その直後には無かったはずの水油が市中に出回ったという。

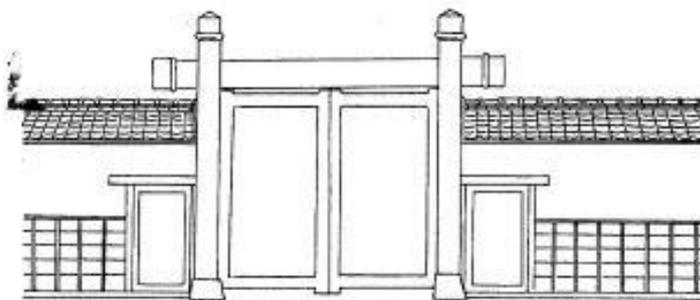
翌8年3月13日の処分では関係者多数が罰をうけているが、北町与力谷村猪十郎は重追放となり、当然家屋敷は欠所となった。その欠所関係書類の一部として上記屋敷図が残された。

## 冠木門

武家屋敷の門はその禄高で様式が決まっており、八丁堀の与力屋敷の正門は太い貫ぬき)を渡しただけの冠木門だった。

しかし、右下の写真にあるように大坂町奉行所の与力屋敷の門は長屋門だった。

使用人の住居と門を兼ねた長屋門はより上級の武家屋敷の門とされていた。大坂では地付きの武士は少なく、町奉行所の与力といえば権威が高かったのかも知れない。



## 与力の「通勤」

与力の通勤は外の下級武士に比べて楽だったようだ。江戸の治安を守るためお城に近く、



且つ江戸の中心でもある日本橋にも近い好位置に拝領屋敷を持っていたからだ。

八丁堀から数寄屋橋御門内の南町奉行所まで直線では1km以下、歩いて15分から30分の距離だった。下図参照

与力の出仕時間は4つ（午前10時頃）だからずいぶんゆっくりとした朝が過ごせる。だから銭湯に行って朝湯を楽しんだり、毎朝の髪結いも可

能だった。（ちなみに同心の出仕時間は1刻も早い5つ（8時）だった。）

退勤は7つ（午後4時）。もちろん事件などがあれば別だが普段はずいぶん勤務時間が短かったようだ。

与力は騎乗が認められていたが、江戸中期以降は屋敷で馬を飼うものはなくなり、屋敷から奉行所への出勤は徒歩で行き、公用の外出に時にのみ奉行所の馬を使うようになった。

通常の通勤は略式で一人くらいの供で歩くことが多かったが、式日や改まった外出には規定どおり、若党、槍持ち、草履取り、挟み箱持ち各1人を従えた。

これだけの人数を常に雇用しているわけではないので、必要なときは口入屋から臨時に中間などをまわしてもらった。

奉行所への出勤には継袴に福草履だったが、式日には熨斗目小袖に麻袴を着用した。

挟箱の中には要用15点あって紋付裏付肩衣、絹の着物、帯、帯締、脚絆、紋付黒羽織、白・紺足袋などが入っていて、公用、訪問、出張、変装などTPOに応じて着替えられるようになっていた。

十手は袱紗に包んで懐中にしまい、出役のとき以外はめったに見せることはなかった。

200石格の直参が外出するとき、公式には供武士2人、小者6人を引き連れて行くが、通常の出勤時には略式供回りで小者5人でよい事になっていたという。

<p>与力の公式の供回り ○</p>	<p>出勤時の ○</p>
 <p>「江戸町奉行事蹟問答」記載による与力公式の供廻りの復原</p>	 <p>与力の平常の出勤の行列</p>

原



注)

朝湯と日髪



八丁髷

八丁堀の与力や同心は毎朝、湯屋（銭湯）に行き、しかも女湯に入る特権を持っていたという。

朝方は女は忙しく湯屋に来る人もいないので与力や同心

が「留湯」と称して入るようになった。

このため、八丁堀七不思議のひとつに「女湯の刀掛け」といわれるように、女湯ながら脱衣所に与力同心の刀掛けが備えてあったという。

与力の家は毎年あるいは半年毎に湯代として俸禄の中から米を湯屋に届けていた。

前述の原家でも湯屋定式として年間一俵半を近所の湯屋に届けていたようだ。

もう一つの特権として髪結いが毎朝与力、同心の屋敷を廻り無料で髪結いをして歩いた。

毎朝、風呂に入り、月代と髭を剃り、髪結いにかかるという贅沢は他の下級武士ではできない贅沢で、雪駄をちゃらちゃらさせて奉行所に通う与力は「江戸の三男（さんおとこ）」と言われるほどの伊達男が多かったそうだ。

その髪型は武士でもない、町人でもない独特の髪形（左図）で三角の木の葉形をした「八丁堀銀杏」と呼ばれ、一目見て「八丁堀の旦那」とわかるような形だったという。

## 呼称

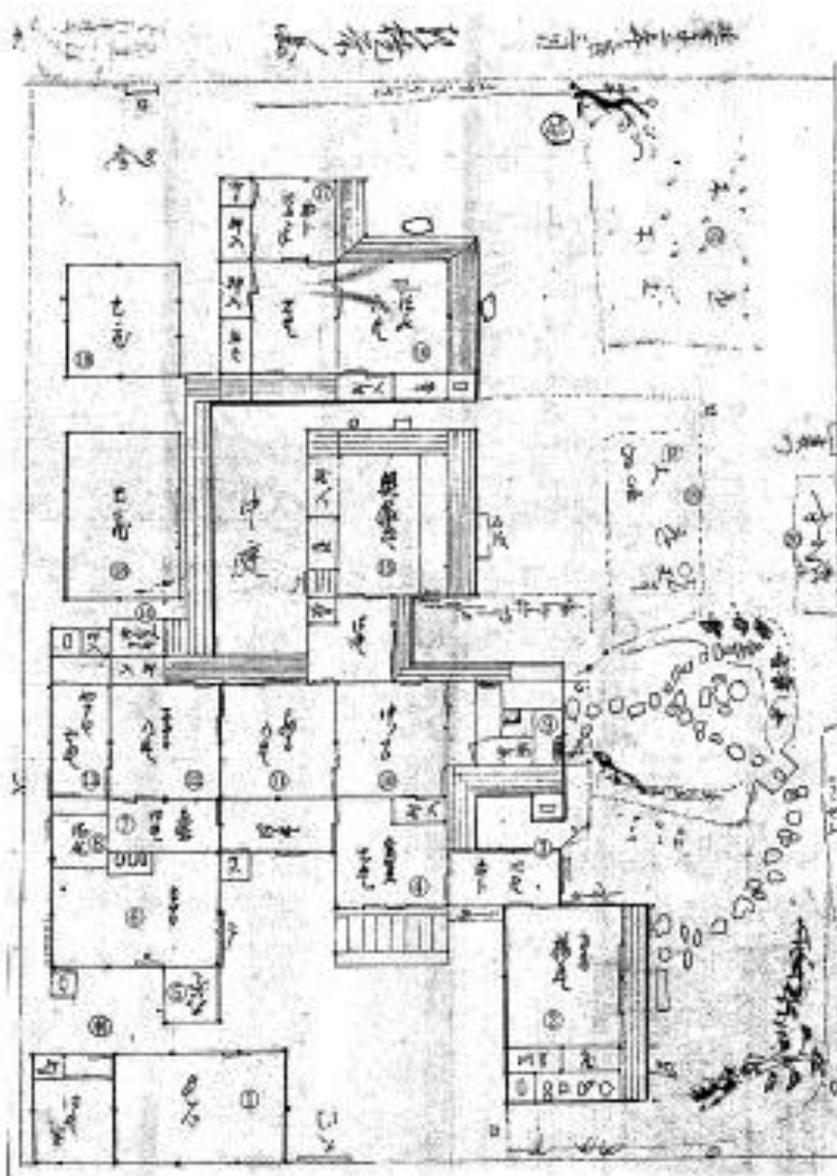
旗本は家来や使用人から「殿様」、妻女は「奥様」と呼ばれたが、前に述べたように与力は「八丁堀の旦那」または「旦那様」と呼ばれた。

しかし、その妻女は旗本と同じように「奥様」と呼ばれたので「奥様あって殿様なし」も八丁堀の七不思議のひとつになっている。

## 相続

与力は「抱え席」と呼ばれ、一代かぎりの任官であったが、実際には相続が認められてた。

与力の子供（長男）は12、3才になると無給の与力見習いとなり、親の組で比較的簡単な分課から実務経験を積んで行き、親の与力が病気になったり、死亡したりすると、新たに召抱えられる形になる。



正面玄関

- ① 長屋
- ② 座敷  
10畳
- ③ 廊下  
4畳
- ④ 玄関  
7畳
- ⑤ 大釜
- ⑥ 土間
- ⑦ 台所  
4畳
- ⑧ 湯屋
- ⑨ 囲居
- ⑩ 中の  
間
- ⑪ 居間  
8畳
- ⑫ 茶の  
間 8畳
- ⑬ 女部  
屋 5畳
- ⑭ あん  
とん屋
- ⑮ 奥  
10畳
- ⑯ 隠居  
8畳
- ⑰ 物置  
4畳半
- ⑱ 土蔵
- ⑲ 庭
- ⑳ 薪部  
屋

## 冠木門

武家屋敷の門はその禄高で様式が決まっており、八丁堀の与力屋敷の正門は太い貫（ぬき）を渡しただけの冠木門だった。

しかし、右下の写真にあるように大坂町奉行所の与力屋敷の門は長屋門だった。

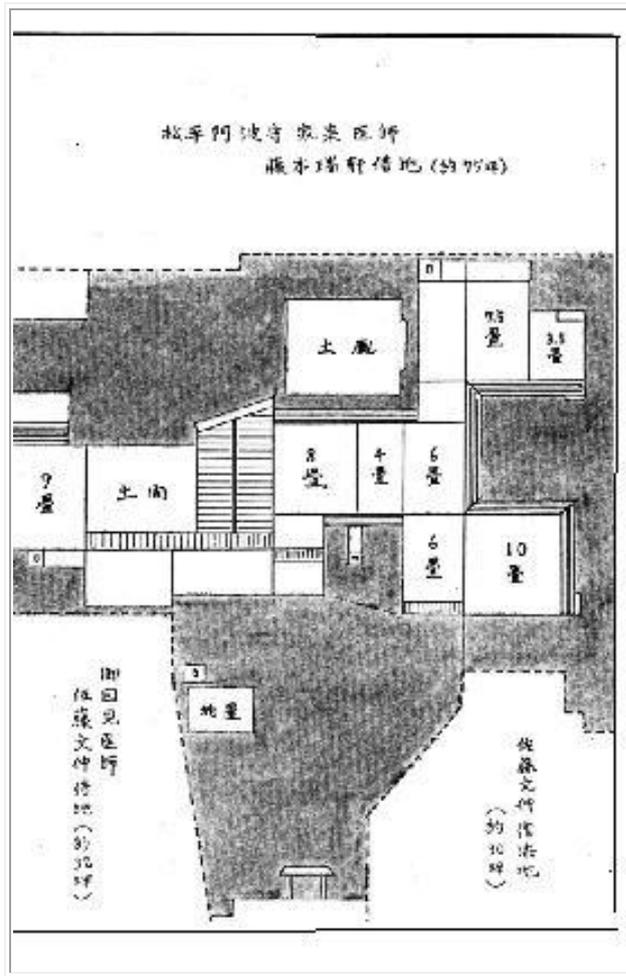
使用人の住居と門を兼ねた長屋門はより上級の武家屋敷の門とされていた。大坂では地付きの武士は少なく、町奉行所の与力といえは権威が高かったのかも知れない。



## 仁杉家の拝領屋敷（幕末）

[拝領屋敷参照](#)

## 谷村家の拝領屋敷（天保8年）



江戸も後期になると八丁堀与力達の生活もだいぶせちがらくなって来たようで、拝領した屋敷の道路に面している部分を他人に貸して賃料をとり、生活のタシにしている。

さすがに同心屋敷のように、敷地いっばいに9尺2間の長屋を建てて町人に貸す（堀口六左衛門欠所参照）ようなことはしていないが、どの与力も医者や儒者、寺子屋師匠、武芸指南などに貸してせっせと賃料収入を得ていた。

拝領屋敷のページでも述べたように、南町奉行所の同心支配役、年番与力を勤めていた仁杉八右衛門の屋敷でも医者、儒者など3人に道路に面した土地を貸しているが、北町奉行所の与力谷村家の屋敷図も残っており、左図のようにやはり道路に面した部分を貸地としている。

屋敷図を見ても江戸中期の都築家屋敷よりかなり小さく、部屋数も少ない。

原家の家計に

夏成綱運上	3両1分
帆原盲検校地代	6両1分
岩間地代	9両3分
笹岡南方同心地代	2朱

などという家賃や地代の収入が計上されている。米を売却して得る本来の収入が30両であるのに対し、地代家賃などの収入も20両近くになり、重要な収入源であった事がわかる。

注)

与力や同心の屋敷図が現在に伝わっている例は少ない。上記の谷村家の屋敷図は当主の谷村猪十郎が罪を犯し、欠所となったために屋敷の記録が残った。

事件は水油(菜種油などの燈油)に関連する不正であった。

天保7年12月上旬には市中に水油がいっさい出回らず、魚油ばかりとなった。当時勘定奉行だった矢部定謙の吟味により、水油の買い占めや、油に混物がなされていたこと、与力同心が賄路を貰ってこれを見逃していたことなどが明らかになった。

この結果、油問屋、町奉行所与力などがつかまり入牢した。その直後には無かったはずの水油が市中に出回ったという。

翌8年3月13日の処分では関係者多数が罰をうけているが、北町与力谷村猪十郎は重追放となり、当然家屋敷は欠所となった。その欠所関係書類の一部として上記屋敷図が残された。